

平成 22 年 11 月 15 日

社会保障審議会 医療保険部会

部会長 糠谷真平様

全国健康保険協会

理事長 小林剛

特定健診及び特定保健指導の見直し等に関する要望

当協会の保健事業の推進にあたっては、生活習慣病対策として、特定健診及び特定保健指導を最大限に推進することを目標にして、事業運営に取り組んでいくこととしておりますが、事業を展開していく上での様々な課題が生じております。

今までも、高齢者医療支援金に係る「加算・減算措置」については、関係審議会等において、廃止を含めた見直しを要望してきたところですが、それ以外に、事業を実施している支部の意見を踏まえ、次のとおり要望を提出します。

当協会としては、加入者の健康増進を図り、もって加入者及び事業主の利益の実現を図るためにも、円滑に特定健診及び特定保健指導を実施することが重要と考えておりますので、各事項を早期に実現されるようお願いします。

1. 特定保健指導の実施方法について

- 効果的な特定保健指導を実施できるよう、標準的なプログラムについては、次のような観点から見直しをいただきたい。
 - ・ 一律 180 ポイント以上としていることや電話・メールなどのポイント評価の見直し
 - ・ 評価指標としての腹囲の取扱い
 - ・ 記録票の提出を必須としていることの見直し

2. 特定健診とがん検診の同時受診機会の拡大について

- 受診率の向上や加入者の利便性の確保のために、特定健診とがん検診の同時受診の機会の促進方を検討していただきたい。

3. 労働安全衛生法における定期健康診断（事業主健診）の取得について

- 現行制度上、本人の同意がなくても事業主健診の結果を保険者に提供できるという仕組み及び健診結果を積極的に保険者に提供することなどについて、行政機関から事業主などに周知を図っていただきたい。

4. 特定健診及び特定保健指導の広報について

- 各保険者においても特定健診や特定保健指導の広報に努めているが、より効果的な広報を行うため、国においてもメディアなどを活用した積極的な広報活動を行っていただきたい。